

酒田市長 丸 山 至 様

酒田市監査委員 大 石 薫

酒田市監査委員 高 橋 千代夫

財政援助団体等監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第7項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知してくださるようお願いいたします。

記

1 監査対象及び監査期間

監査対象			監査の期間	監査委員 聴取日
施設等の名称	団体名	所管部局		
泉学区第1学童保育所 泉学区第2学童保育所	特定非営利活動法人 がくほれん with 酒田	子育て支援課	4月30日～ 6月15日	5月28日

2 監査の範囲

令和2年度の指定管理に係る団体の出納その他の事務の執行状況及び所管部局の事務執行状況。

3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

監査の対象となった出納その他の事務の執行等については、次のとおり指摘すべき点が見受けられたので改善されたい。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意または改善を促したので省略した。

## 【指摘事項】

指定管理料の支払い方法(健康福祉部子育て支援課)

指定管理者への年度協定送付時に、1年分の請求書を請求年月日と請求金額を空欄のまま提出させ、各支払時に職員が記入し処理していた。

会計処理及び事業報告について(健康福祉部子育て支援課)

(特定非営利活動法人 がくほれん with 酒田)

平成23年度に NPO 法人会計基準が改正され、複式簿記での経理と報告が求められているにもかかわらず、従前の経理方法による会計書類を作成していたなど、事業報告書に添付されている会計書類に重大な誤りが見受けられた。

適正な文書管理に努めるとともに、どのような法が適用されているかを理解したうえで、適法性を含めた評価・指導・監察を行えるよう体制を整えること。